

# 「大阪府職員研修業務等委託先候補者」選定要領

## 1 目的

この要領は、「大阪府職員研修業務等委託先候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）設置要綱に基づき、選定委員会が「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」（以下「大阪府研修業務等」という。）の委託先候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 選定対象となる法人又は連合体

次の条件の全てを満たす法人又は連合体とする。

- (1) 「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する提案資格を満たす法人又は連合体
- (2) 実施要領に規定する期限内に、適正に作成した書類を提出した法人又は連合体

## 3 選定方法

選定委員会は、基礎審査、法人又は連合体から提出された書類の審査及び、提案内容について確認が必要と判断された場合に実施するヒアリングの結果を総合的に評価し、最も優れた提案者を委託先候補者として選定する。

### (1) 基礎審査

法人又は連合体より、プロポーザルの参加申込みがあった場合、次の①及び②の内容について審査を行い、充足している場合は、書類審査を実施する。

#### ① 提案資格の確認

実施要領に記載の提案資格を有しているか

#### ② 提出書類の確認

実施要領に記載の提出書類が全て揃っているか

また、必要な記載事項等に漏れがないか

### (2) 書類審査

選定基準（４参照）を基に、（１）の審査を通過した法人又は連合体から提出のあった書類を審査する。

### (3) ヒアリングの実施

提案内容について確認が必要と判断された法人又は連合体については、ヒアリングを実施する。

#### 4 選定基準

選定の視点	選定項目	配点
「大阪府職員研修業務の実施に関する業務及びその関連業務」の質に関する評価	① 職員研修実施業務及び職員研修支援業務を効果的・効率的に行うための方策	400点
	② 研修センター管理運営業務を適正に行うための方策	100点
	③ 大阪府研修業務等を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎	100点
	④ その他業務に際して必要な事項 (個人情報保護の取扱をはじめとした社内コンプライアンス体制の整備、人権研修の取組、府が推進する施策等に関する事業者の自主的な取組、行政の福祉化等)	100点
「大阪府職員研修業務の実施に関する業務及びその関連業務」の経費に関する評価	⑤ 職員研修業務及びその関連業務にかかる経費の縮減等に関する方策	300点
合計		1000点

#### 5 その他

その他選定にあたって必要な事項は、選定委員会の協議により決定する。

附則：この要領は、平成19年11月19日から施行する。